

固定資産税に関する証明書について

固定資産税に関する主な証明として、次の証明書を交付しています。証明書の種類、取得できる人及びお持ちいただくものは次のとおりです。

なお、納税通知書に添付されている課税明細書や不動産登記等で資産の所在地番をご確認のうえ請求してください（納税通知書はできるだけお持ちになるようにお願いします。）。

主な証明書一覧

○：発行できます △：資産の所在する区の区役所でのみ発行できます ×：発行できません

名称	証明内容	主な用途	発行可能な場所			手数料
			区役所	償却資産センター	行政サービスセンター	
固定資産 (土地 ・ 家屋)	公課証明書	所在地、登記名義人、評価額、課税標準額、資産単位の相当税額等				土地 1筆につき 300円
	評価証明書	所在地、登記名義人、評価額等	○ (※1)	×	○ (※2)	家屋 台帳 1枚につき 300円
	物件証明書	所在地、登記名義人等				(※3)
償却資産証明書	所有者、事業種目、価格等	税務申告など	○	○	×	台帳 1枚につき 300円
償却資産資産明細書記載事項証明書	資産の名称、取得価額、評価額等	税務申告など	○ (※4)	○	×	1枚につき 300円
固定資産課税 (土地 ・ 家屋) 証明書	納税義務者、課税標準額、税額	税務申告など	△	×	×	1枚につき 300円
固定資産課税 (償却資産) 証明書			○ (※5)	○	×	1枚につき 300円
名寄帳兼(補充)課税台帳 (土地 ・ 家屋)	納税義務者が所有する固定資産(土地・家屋)のうち、非課税資産を除いた一覧	税務申告など	△	×	×	1納税義務者ごとに 300円 (※5)
住宅用家屋証明書 (建築後使用されたことのある住宅用家屋) (※6)	一定の要件を満たす既存の住宅用家屋であることの証明 (※7)	登録免許税の軽減税率の適用を受ける場合				1枚につき 1,300円

※1 過年度の証明書及び非課税の家屋に係る証明書は、資産の所在する区の区役所税務課のみでの発行となります。

- ※2 行政サービスコーナーでは、納税義務者本人、納税義務者の同居親族（住民票上同一世帯）、相続人及び納税管理人の方からの請求に限りお取り扱いしています。過年度及び非課税物件に関する証明書は発行できません。また、請求される時間により、その場で発行できない場合があります。
- ※3 同一台帳で管理されている家屋の証明書は300円です。
- ※4 年度によっては、区役所の税務証明発行窓口で発行できない場合もあります。詳しくは、横浜市償却資産センター（23ページ参照）にお問い合わせください。
- ※5 1納税義務者が複数区に資産を所有している場合、各年度及び各区ごとに手数料が発生します（1年度、1課税区、1納税義務者ごとに300円）。
- ※6 新築の場合は、よこはま建築情報センター（電話 045-671-4503）が窓口となります。
- ※7 詳しい要件については、資産の所在する区の区役所税務課の土地担当までお問い合わせください。

証明書を取得できる方及び必要な書類

取得できる方	必要な書類
所有者、所有者の同居親族（住民票上同一世帯）、納税管理人	官公署発行の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）・運転免許証・パスポート）
代理人	官公署発行の顔写真付き本人確認書類・委任状
相続人	官公署発行の顔写真付き本人確認書類、相続関係を確認できる戸籍謄本、上記に加えて、遺産分割協議書及び印鑑登録証明書などが必要になる場合があります。
法人	法人の代表者印を押印した申請書又は法人の代表者印が押印されている委任状、官公署発行の顔写真付き本人確認書類、法人に所属することを証する書類（社員証等）
借地人・借家人（注）	官公署発行の顔写真付き本人確認書類、借地借家関係を確認できる書類

- ※1月2日以降に所有者となった方は、上記の他に登記事項証明書や売買契約書をお持ちください。
- ※物件証明書はどなたでも取得することができます（未登記物件は除く。）。
- （注）借地人・借家人が取得できるものは、該当の資産の証明書となります。


●「被相続人居住用家屋等確認書」の交付

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者には空家の適正な管理が求められています。

相続した空家及びその敷地をおおむね3年以内に譲渡した場合、税務署への申告により「**空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除**」が受けられる場合があります（一定の要件あり）。必要書類の一つである「被相続人居住用家屋等確認書」の申請については、下記の横浜市ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/zeikoujo.html>

お問合せ先…建築局住宅政策課（電話 045-671-4121）



郵便やスマートフォンでも証明書の申請ができます！

郵便での申請

以下のものを同封のうえ、資産の所在する区の区役所税務課（償却資産については、横浜市償却資産センター）に申請してください。

① 申請書

[横浜市のウェブサイト（電子申請・届出システム）](#)

からダウンロードできます。

横浜市 固定資産証明申請書

検索

また、便せん等任意の用紙に次の事項をご記入いただいたものも、申請書として使用できます。

申請者の住所、氏名、電話番号、証明書の種類、年度、部数、物件の所在、使用目的

② 郵便局発行の定額小為替又は普通為替

ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口で購入してください。「指定受取人」「おなまえ」の欄等は、何も記入しないでください。

定額小為替又は普通為替は、事務手続の都合上、残りの有効期間が3週間以上あるものをご送付ください（有効期間は、発行の日から6か月です。）。

③ 切手を貼った返信用封筒

スマートフォンでの申請

スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、「公課証明書」「評価証明書」を[横浜市のウェブサイト（電子申請・届出システム）](#)から申請することができます。申請いただいた証明書はご自宅へ郵送でお届けしますので、区役所等窓口への来庁が不要です。

また、郵送請求で必要となる定額小為替や返信用封筒のご用意は不要です。ぜひご利用ください。

横浜市 税証明 スマホ

検索

申請できる方	固定資産税等の納税義務者（代理人や第三者からの申請はできません。）、 商業登記に基づく電子証明書（外部サイト）を所有する法人の方 ※法人の方はパソコンからのみの申請となります。
申請できる証明書	公課証明書、評価証明書 （物件証明書やその他の固定資産に関する証明書は対象外。）

● 固定資産税に関する証明書について、

詳しくは[横浜市のウェブサイト](#)をご覧ください。

横浜市 固定資産証明書

検索